

議案第 53 号

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 10 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区立船橋広場を廃止する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立身近な広場条例の一部を改正する条例

世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の部世田谷区立船橋広場の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。